

## 第4節 復旧（修理）に関する計画

### 1 復旧（修理）の基本的な考え方

史跡の構成要素のき損については、将来発生することを想定し、その際の対処法を検討しておくことで被害を最小限に食い止めることができると考える。あらかじめ対処法を検討しておくためには、構成要素の基礎的な調査を実施し、現状と元の形態がどのようなものであったかを把握する必要がある。また、基礎的調査を実施することは、今後発生しうるき損の想定にもつながり、予防等の措置を講ずることもできる。残念ながら発生してしまったき損についてはそのき損状況を的確に把握し、き損の原因を解明し、基礎的調査のデータやこれまでの修理記録等と照らし合わせながら、その対策を検討し、国・県の指導を仰ぎながら復旧（修理）を進めていく。復旧（修理）については、従来の伝統工法で元の形態に復旧（修理）することを基本とする。

現在、史跡内にある遺構および歴史的建造物等については大きな修理を必要とするき損はないが、今後発生した際は整備事業の中で計画的に復旧（修理）を進めていく。なお、緊急を要するき損等については、その都度迅速に対応する。

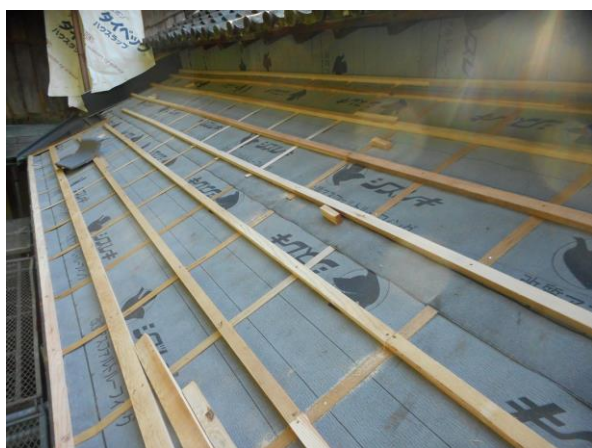
この他、復旧（修理）については伝統的な工法や職人の高い技術を見ることができる貴重な機会でもあるため、見学会を開催するなど文化財保護の啓発にも努める。

### 2 遺構の復旧（修理）

遺構の復旧（修理）については風化や劣化・崩落などの状況に応じて復旧（修理）の手法を検討し、対策を講じる。なお、遺構の復旧（修理）については次節の地形造成に関する計画とも関わるため、一体的に検討し対策を講じる。

### 3 歴史的建造物等の復旧（修理）

川会所をはじめ番宿等の歴史的建造物等の復旧（修理）については、従来の伝統工法による手法で元の形態へ復旧（修理）を行うことを基本とするが、建物の保護や見学者の安全確保、長寿命化等の観点から、必要に応じて現代工法も取り入れて行う。その際、復旧（修理）の度に復旧修理の工法や資材の材質が大きく変ることがないように、今後、復旧（修理）のためのガイドラインを別途作成し、それに基づいて復旧（修理）を行う。



ルーフィングの施工



プラスチックフィルム加工した障子紙

## 第5節 地形造成に関する計画

遺跡内の地形は川越場の地割を残す遺構で、川越しが行われていた証であり、指定の根拠でもある。このため土地の造成については遺構の改変等がないよう配慮する。なお、計画地の造成の基本的な考え方は以下のとおりである。

### 1 地形の維持

発掘調査の実施、遺構表示施設の設置、樹木の植栽等の史跡整備にともなう最小限の改変を除き、現在の地形を維持するものとする。

### 2 遺構保護の造成

遺構の復元、表示等の整備に際しては、平面の連担性を考慮しながら、遺構を損傷することのないよう遺構面保護のための盛土を行う。

### 3 重機等の取扱い

工事に際して、遺構に過大な負荷を与えないよう重機等の取扱いについては、十分配慮する。

## 第6節 遺構の表現にかかわる計画

発掘調査などによって新たに明らかとなった遺構については、それらの確実な保護を前提とし遺構の分析を行ったうえで、より効果的な手法による遺構の表示を実施する。

### 1 川会所の復元整備

川会所は、川役人が詰めた役所で、旅人に川札を販売するとともに川札の値段や川留め、川明けの決定をするなど川越し業務を統括する最も重要な場所であった。また、十返舎一九の『東海道中膝栗毛』にも登場するなど作品の舞台にもなった場所である。

川会所の建物の保護を目的にかつて川会所が建っていた川会所跡から約60m西の水田だった場所を造成して昭和46年に移築復元した。現在、移築から50年近く経過し、傷みも目立ちはじめ耐震化も含めた保存整備を必要としている。また、川会所が離れた場所に建っていることは、川会所と札場や立合宿、番宿の関係を見学者に理解させることを難しくしている。

市では遺跡の保全を目的に平成28年に川会所跡の土地を取得し、今後、文献調査や発掘調査等の成果をふまえ、川会所建物の移築と川会所の建物前に建っていた高札場の復元を目指す。現在、川会所が建っている場所については、遺跡の歴史的建造物を火災から守るための防火水槽が地下に埋設されており、引き続き防火施設としての機能を有しつつ、見学者の休憩広場として利活用を図る。



川会所跡



川会所（建物）

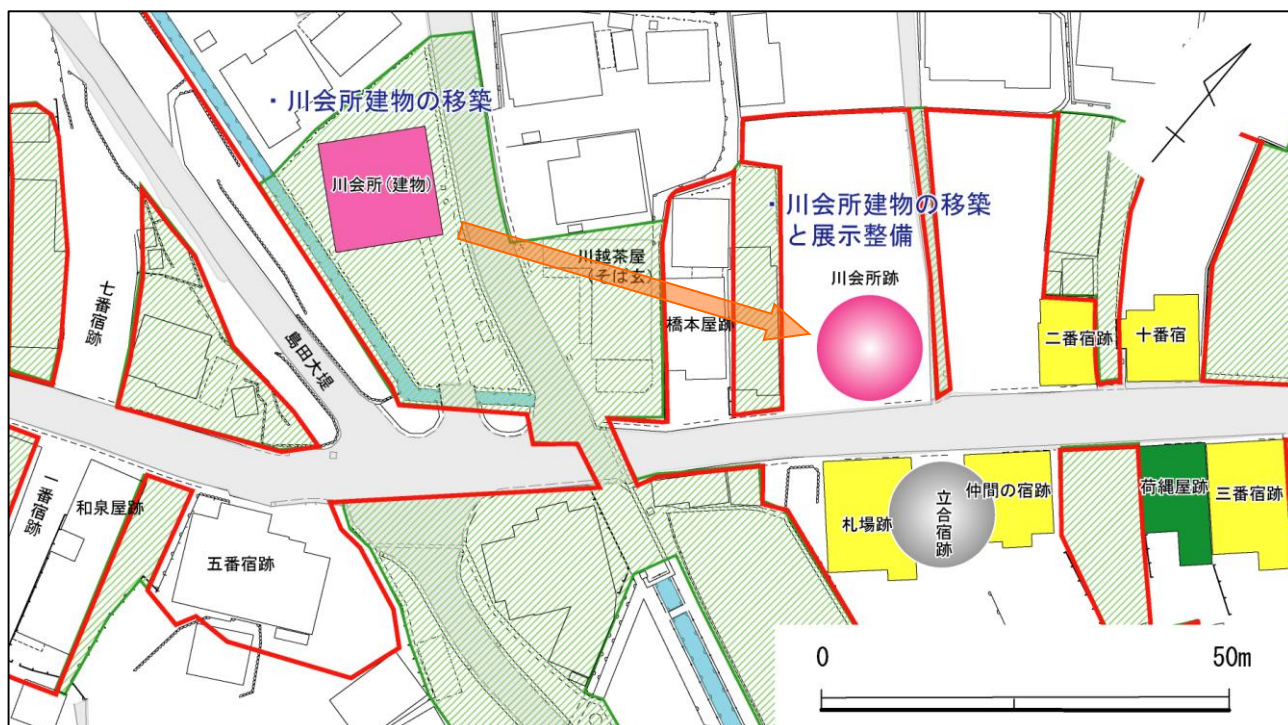


図 24 移築前と移築後の位置

## 2 立合宿の復元整備

立合宿の建物については、かつての土地所有者が市内稲荷町4丁目の個人へ大正年間に売却し、現地で移築されていた（『島田宿大井川川越遺跡保全整備計画報告書』昭和55年）。平成10年に立合宿の土地を市が取得したため、発掘調査を実施し、建物跡の遺構を検出した（『島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』平成27年）。また、平成14年には稲荷町に移築された立合宿の図面作成と柱等の部材調査を行った。この調査において、一部に建築当初の部材が残っていることが判明し、その後、所有者から建物を解体処分する連絡があったため、平成28年に建物の解体調査を行うとともに、柱や梁などの軸部の要材については番付を行って市の倉庫に保管した。この調査において、立合宿の建物が間口3間、桁行

7間の平屋建てで、緩い勾配の屋根をその後、瓦葺きにするために改造したことが判明した。

このように立合宿についても立合人の役割や川越制度のしくみ、当時の建築を見学者がより深く理解でき、川越遺跡の歴史的な町並み景観を向上させるため、立合宿跡に復元整備を目指す。

表 13 建物の概要（推定復元）

構造	木造 平屋建
寸法	桁行3間×梁行6間
間取り	8畳(3) 注：カッコ内は部屋数
屋根	切妻、棧瓦葺き（又は板葺き）
外壁	板壁
建具	引戸・ <small>しとみど</small> 蔀戸

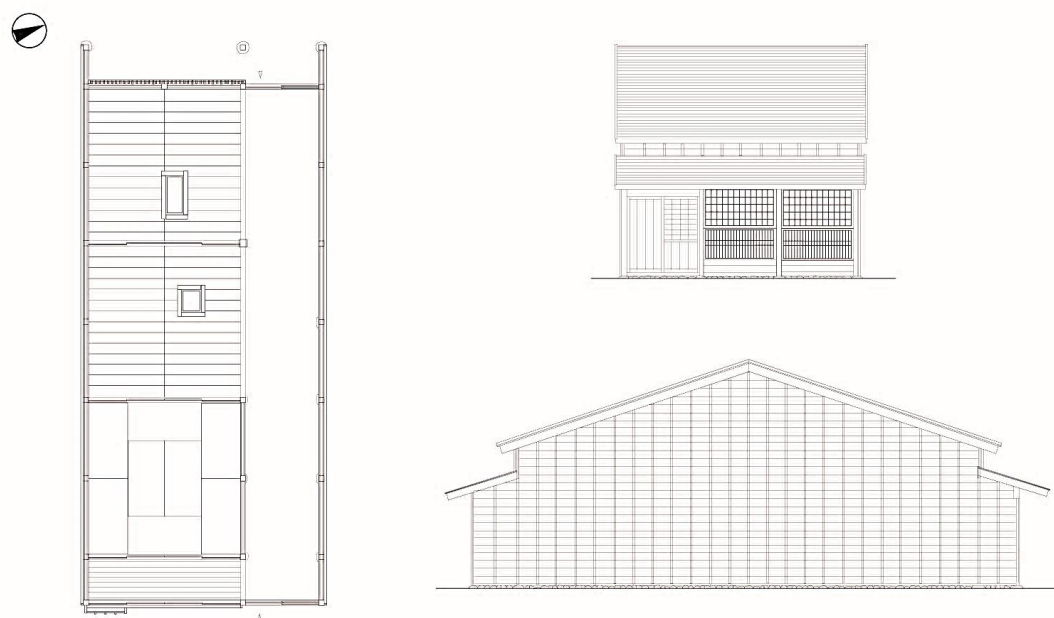


図 25 立合宿平面・立面図（推定復元図）

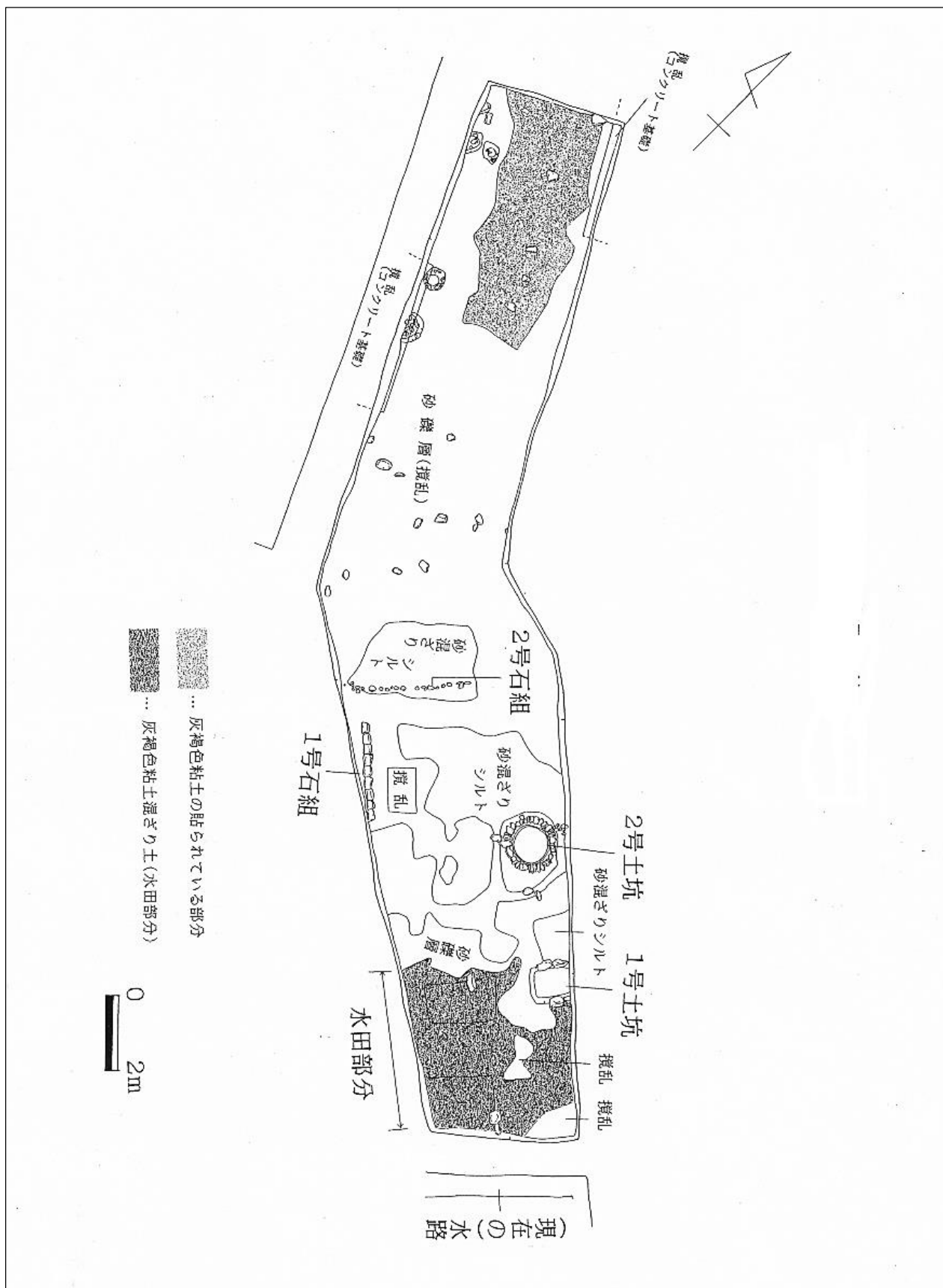


図 26 立合宿発掘調査遺構図

### 3 松並木敷きの復元整備

土地の履歴を調べるために地籍調査や絵画資料調査によって、遺跡内の街道沿いの一部にかつて松並木が存在したことが判明した。このうち酒屋跡については、明治17(1884)年の地籍図には街道沿いに並木敷きとその南側に農地があったことが記されている。地元住民の伝承によれば慶応2(1865)年に発生した番宿の火災がこの松並木で鎮火したため、火伏せの神を祀る秋葉神社を建てたと言われている。その後、酒屋が建てられるのにもなって造成され、並木敷きの痕跡は地籍図の地割りに残されるのみとなった。

松並木は幕府の街道整備にともなって日よけや風よけのため植えたもので、街道を示す目印でもあった。こうしたことから遺跡内の街道をより顕在化させるため、整備事業において松並木敷きの復元整備を目指す。



酒屋跡

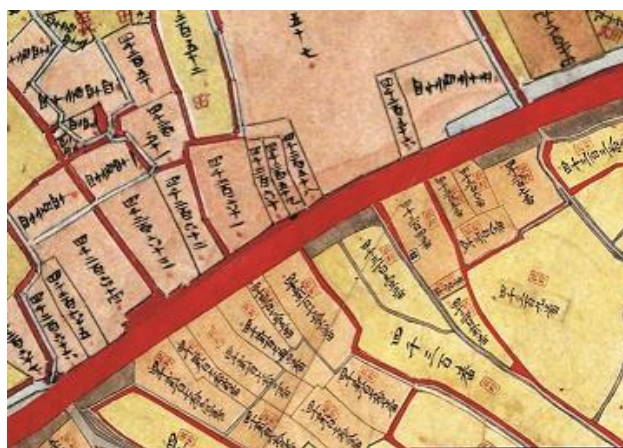


図27 地籍図 (明治17年)  
(赤色が街道、灰色が並木敷)

### 4 土橋の遺構表現

『東海道分間延絵図』の川越場には3箇所の土橋が描かれており、現地には現在もコンクリートの地下水路が設けられ、農業用水が南流している。土橋にはかつての近隣住民の名前が付けられており、地域の歴史を物語っている。整備事業においては舗装の色を変えるなど土橋の存在を示すものとして整備を行う。



三太郎西土橋

### 5 その他の遺構の表現について

これまで行った発掘調査等において明らかとなった遺構については、その遺構の性格や状況等によって、表示方法を検討する。なお、整備にあつたてはまだデータ不足な部分もあるため、必要に応じて発掘調査等の各種調査を実施する。

## 第7節 修景・植栽および環境整備に関する計画

史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるため、街道に面する住宅地や街道からみえる住宅地においては、景観を整備するとともに住民のプライバシーの保護を図る。このほか、かつての松並木敷跡にマツを植えて街道景観を復元するとともに、この地域に多く自生していたグミを目隠し植栽で植えるなど歴史的環境の整備を進める。

### 1 史跡指定地ゾーン・保護対象範囲ゾーン共通事項

景観保護および整備のための基準と補助制度の活用促進

#### (1) 景観保護の啓発と修景基準の周知の推進

史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるとともに、「川越街道修景基準」にもとづいて、町並み修景の整備を促す。

(p80 資料編：川越街道修景基準)

#### (2) 補助制度の活用促進

民有地については史跡の景観保全に配慮した町並みの修景維持への協力を求め、「島田市史跡のまちなみ保存整備事業補助金」の活用を促し、景観の保全・整備を推進する。

### 2 史跡指定地ゾーン

街道に面する住宅地や背面住宅地の修景（ファサード修景の整備）

#### (1) 目隠し植栽

街道から見える現代的な建物・工作物の遮断と住宅側のプライバシー保持を目的とした目隠し植栽を行う。常緑樹による生垣等の植栽で史跡地管理柵の機能を持たせることも検討する。

#### (2) 芝生張りや修景を目的とした作物栽培の体験学習への利活用

表面の凹凸を整地し、芝生を植え遺構の保護を行うとともに、<sup>つちぼこり</sup>土埃が立たないように整備する。空間地においては、東海道や島田宿、川越しと関わりのある作物を植えるなど修景整備と川越しの理解の促進を目的とした体験学習への利活用も検討する。



二番宿西

### 3 保護対象範囲ゾーン

体験学習による景観・環境の保全

遺跡周辺は江戸時代、見渡す限りの水田や畑に囲まれており、川越場集落の景観や環境を形成していた。年々宅地造成が進み、現在残っている水田や畑はわずかとなった。このため、所有者の協力を得ながら、米や野菜づくりを行うなど景観保全を目的とした体験学習の実施を検討する。

(p82 資料編：事例 旧東海道藤川宿 『地元の小学生がむらさき麦の種まき』)

### 3 史跡周辺ゾーン

入口にふさわしい修景整備

- ① 市道大井川川越街道の指定地のアースカラー舗装を検討する。
- ② 街道からの歴史的景観保護のための修景整備（ファサード修景の整備）  
地域住民の理解と協力を得ながら遺跡東方の街道から可視できる場所の修繕整備を行って、川越遺跡と調和するような景観形成を図る。



